

平成29年度 弘前市保育料基準額表(2号・3号認定)

単位:円

各月初日の児童の属する世帯の区分			月額保育料基準額								(参考) 国が定める保育料基準額(上限額)				
			保育標準時間				保育短時間				保育標準時間		保育短時間		
			3歳未満児		3歳児	4歳以上児	3歳未満児		3歳児	4歳以上児	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	
第1子・第2子	第3子以降	第1子・第2子	第3子以降												
国階層	区分	定義(父母等の税額の合計)													
1	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	B1	市民税非課税世帯	ひとり親世帯等 ※1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	B2		上記以外の世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	9,000	6,000	9,000	6,000
3	C1	市民税均等割のみ及び市民税所得割～48,599円	ひとり親世帯等 ※1	5,500	0	4,500	4,500	5,400	0	4,400	4,400	18,500	15,500	18,300	15,300
	C2		上記以外の世帯	11,000	0	9,000	9,000	10,800	0	8,800	8,800	19,500	16,500	19,300	16,300
4	D1-1	48,600円～72,799円	ひとり親世帯等 ※1	8,750	0	6,000	6,000	8,550	0	6,000	6,000	30,000	27,000	29,600	26,600
	D1-2		上記以外の世帯	17,500	5,830	15,500	15,500	17,100	5,700	15,100	15,100				
	D2-1	72,800円～77,100円	ひとり親世帯等 ※1	9,000	0	6,000	6,000	9,000	0	6,000	6,000				
	D2-2		上記以外の世帯	20,500	6,830	18,000	18,000	20,100	6,700	17,600	17,600				
	D3	77,101円～96,999円	22,500	7,500	20,000	20,000	22,100	7,360	19,600	19,600					
5	D4	市民税所得割の範囲	97,000円～132,999円	27,000	23,830	24,000	24,000	26,400	23,430	23,400	23,400	44,500	41,500	43,900	40,900
	D5		133,000円～168,999円	31,000	25,160	28,000	28,000	30,400	24,760	27,400					
6	D6	169,000円～234,999円	36,000	32,330	30,000	30,000	35,100	31,730	29,100	29,100	61,000	58,000	60,100	57,100	
	D7		235,000円～300,999円	40,000	33,660	33,000	33,000	39,100	33,060	32,100					
7	D8	301,000円～396,999円	47,000	42,330	33,000	33,000	45,800	41,530	32,100	32,100	80,000	77,000	78,800	75,800	
8	D9	397,000円～	55,000	46,410			53,400	45,060			104,000	101,000	102,400	99,400	

※1 ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等を指します。

※2 2人以上の児童(就学前に限る)が下記の施設に入所等をしている場合、2人目は保育料基準額の半額(10円未満切り捨て)、3人目以降は無料となります。なお、1人目、2人目とは年齢の高い方から数えます。

①保育所、②認定こども園、③幼稚園、④特別支援学校幼稚園部、⑤児童発達支援及び医療型児童発達支援、⑥情緒障害児短期治療施設 【⑤は利用している場合、⑥は通所している場合】

※3 4～8月分は平成28年度市民税額、9月～翌年3月までは平成29年度市民税額に基づいて階層を決定します。

※4 平成29年度においては、平成29年3月31日現在の満年齢が基準となるため、入所日以降に誕生日を迎えても年度内の保育料は変わりません。

※5 保育料決定に係る市民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等を適用する前の額となります。

※6 弘前市では、保育料を国の基準額に対して低く設定しています。

※7 保護者と生計を一にする児童の兄弟がいる場合、年収約360万円未満相当の世帯(市民税額によって判断します)については、多子軽減にかかる年齢制限が撤廃されます。

また、年収約360万円未満相当のひとり親家庭等世帯については、2人目のお子さんから保育料が無償となる場合があります。

**2人以上同時入所の場合**  
 1人目:基準額  
 2人目:基準額の半額  
 3人目以降:無料